

安城市は夫婦等^{※1}の 新生活を応援します

♡ 補助金額 ♡

「夫婦等ともに39歳以下^{※2}」
補助金額最大

30万円（一世帯）

または

「夫婦等ともに29歳以下^{※2}」
補助金額最大

60万円（一世帯）

♡ 申請期間 ♡

令和8年6月1日(月)～令和9年3月15日(月)

※予算上限に達した時点で、受付終了します。

♡ 主な要件 ♡

- ・ 令和8年1月1日以降に婚姻届等^{※3}を提出した世帯
 - ・ 夫婦等ともに婚姻届等を提出した日における年齢が39歳以下の世帯
 - ・ 夫婦等の令和7年中の所得を合算した額が500万円未満の世帯
- ※詳細は安城市HP（右のQRコード）でご確認ください

市HP



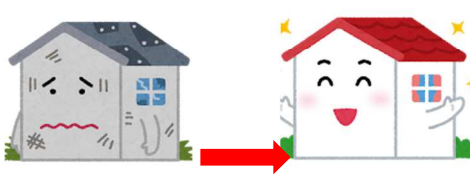
♡ 結婚等に伴う対象費用を補助します ♡

令和8年4月1日から令和9年3月15日までに支払った費用が対象です

住宅取得



リフォーム



家賃等



引越し



対象世帯について、詳しくは裏面のフローチャートをチェック

※1 夫婦またはパートナーシップの関係にある方

※2 婚姻届等の提出日における年齢

※3 婚姻届またはパートナーシップ宣誓届

対象世帯フローチャート



婚姻届またはパートナー宣誓届の提出日は、
令和8年1月1日から令和9年3月15日までの間ですか？

いいえ

はい

婚姻届等の提出日における年齢は、夫婦等ともに39歳以下ですか
※年齢計算に関する法律第2項および民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます

いいえ

はい

令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）にお
ける夫婦等の合算した所得額が500万円未満ですか？

※夫婦等の合算した所得額が500万円以上の世帯で、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫
婦等の合算所得額から年間返済分を控除できます

いいえ

はい

以下すべてに該当しますか？

- 申請対象の住宅が安城市内にあり、申請時において夫婦等ともに住民票の住所が申請対象の住宅と同じです
- 夫婦等の一方が、過去に本補助金（類似する他の市町村等の補助金を含む）の交付を受けていません
- 夫婦等ともに市税を滞納していません
- 夫婦等ともに市長が認める講座を受講または妊娠・出産に関する相談をしました
- 夫婦等ともに申請日以後も安城市内に住み続ける意思があります

いいえ

はい

原則対象となりません

対象となる可能性があります！

申請を希望される方は、安城市 HP をご参照の上、窓口または電子申請で必要書類をご提出ください。ご不明な点は、こども課こども政策係までお気軽にお問合せください！

申請期間は、令和8年6月1日（月）～令和9年3月15日（月）です

※予算上限に達した時点で、受付終了します

【申請・問合せ先】

安城市 こども健康部 こども課 こども政策係（本庁舎1階11番窓口）

TEL 0566-71-2292

E-mail shien@city.anjo.lg.jp

